

【10月27日の要綱改正について】

今年度冬季の節電キャンペーンより、従来どおり5日以上節電達成した需要家へのポイント付与のほか、達成日数に応じたポイント付与を可能とするよう要綱を改正いたしました。



■ 節電達成日数に応じたポイント付与をおこなう場合

今年度冬季実施の節電キャンペーンにおいて節電達成日数に応じたポイント付与をおこなわれる場合は、以下をご確認の上ご対応をお願いいたします。

- 完了届は、公社ホームページより新しい様式をダウンロードしてお使いください。
- 節電達成日数に応じたポイント付与をおこなわれる旨、需要家への周知をお願いいたします。
- 詳細は、改正版の交付要綱、「助成金交付の手引」、「よくある質問 Q&A」をよくご確認ください。